別紙　特定調達品目調達基準一覧

分　野	特　定　調　達　品　目		調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
1　紙類	情報用紙	(1)コピー用紙	①　古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材**等**パルプ利用割合、その他の**持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ**利用割合、白色度及び坪量を備考６の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。	１００％	1　本方針の「紙類」における「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年２月４日閣議決定）「２．紙類」の「(2)古紙及び古紙パルプ配合率」によるものとする。 2　「エコマーク」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 3　「**持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ**」とは、次のいずれかをいう。 (1) 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ (2) 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ **4　「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。** 5　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材**等**パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。 また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材**等**パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。 6　本方針のコピー用紙の「総合評価値」とは備考**6**に示されるＹの値をいう。 「指標値」とは、備考**6**に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考**6**に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは、備考**6**の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。 7　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。 $Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$ $y_1 = x_1 - 20$　$(70 \leqq x_1 \leqq 100)$ $y_2 = x_2 + x_3$　$(0 \leqq x_2 + x_3 \leqq 30)$ $y_3 = 0.5 \times x_4$　$(0 \leqq x_4 \leqq 30)$ $y_4 = -x_5 + 75$　$(60 \leqq x_5 \leqq 75,\ x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60,\ x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ $y_5 = -2.5x_6 + 170$　$(62 \leqq x_6 \leqq 68,\ x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62,\ x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$ Ｙ及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。 Ｙ(総合評価値)：y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_2：森林認証材パルプ及び間伐材**等**パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
					を四捨五入した数値 y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%） x_2：森林認証材パルプ利用割合（%） x_2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（100－x_1） x_3：間伐材**等**パルプ利用割合（%） x_3 ＝（間伐材**等**パルプ／バージンパルプ）×（100－x_1） x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） x_4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（100－x_1） x_5：白色度（%） 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。 x_6：坪量（g/㎡） 坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。 ８　調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。 ９　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 １０　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。 １１　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材**等**とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材**等**が等しく使われているとみなす方式をいう。 １２　平成**26**年3月31日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値**80以上**の製品については、**平成26年度1年間は**特定調達物品等とみなすこと**とす**る。
		(2)フォーム用紙	①　古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　塗工されているものについては、塗工量が両面で12ｇ／㎡以下であること。		
		(3)インクジェットカラープリンター用塗工紙	①　古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　塗工量が両面で 20ｇ／㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12ｇ／㎡とする。		

分　野	特　定　調　達　品　目		調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	印刷用紙	(4)塗工されていない印刷用紙 (5)塗工されている印刷用紙	①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材**等**パルプ利用割合、その他の**持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ**利用割合及び白色度を備考１４の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ　塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材**等**パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考１４の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③　製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④　再生利用しにくい加工が施されていないこと。		１３　本方針の「塗工されていない印刷用紙」及び「塗工されている印刷用紙」の「総合評価値」とは備考１４に示されるY_1又はY_2の値をいう。 その内訳の「指標値」とは、備考１４に示されるx_1, x_2, x_3, x_4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考１４に示されるx_5, x_6の指標項目ごとの値をいう。 また「評価値」とは、備考１４のy_1, y_2, y_3, y_4, y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。 １４　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。 $Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$ $Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$ $y_1 = x_1 - 10$　$(60 \leqq x_1 \leqq 100)$ $y_2 = x_2 + x_3$　$(0 \leqq x_2 + x_3 \leqq 40)$ $y_3 = 0.5 \times x_4$　$(0 \leqq x_4 \leqq 40)$ $y_4 = -x_5 + 75$　$(60 \leqq x_5 \leqq 75,\ x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60,\ x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ $y_5 = -0.5x_6 + 20$　$(0 \leqq x_6 \leqq \rightarrow x_6 = 10,\ 10 < x_6 \leqq 20 \rightarrow x_6 = 20,\ 20 < x_6 \leqq 30 \rightarrow x_6 = 30,\ x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$ Y_1, Y_2及び$y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$は次の数値を表す。 Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_2：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。） ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0 y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%） x_2：森林認証材パルプ利用割合（%） x_2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$） x_3：間伐材**等**パルプ利用割合（%） x_3 ＝（間伐材**等**パルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$） x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） x_4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100 - x_1$） x_5：白色度（%） 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。 x_6：塗工量（g/m^2） 塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。
	衛生用紙	(6)トイレットペーパー	○　古紙パルプ配合率100%であること。		

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
2　文具類	文具類共通	○　金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①　再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③　次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の調達基準を適用する。ただし、個別の特定調達品目について調達基準（●印）を定めているものについては、上記の調達基準に代えて、当該品目について定める調達基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の調達基準を適用する。	１００%	1　「エコマーク」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2　文具類にかかる判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。 3　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。） 4　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。 ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 5　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本方針「1　紙類」による。
	(1) シャープペンシル			
	(2) シャープペンシル替芯	〔調達基準は**容器**に適用〕		
	(3) ボールペン			
	(4) 蛍光ペン			
	(5) サインペン			
	(6) 油性ペン			
	(7) 白板マーカー			
	(8) 筆ペン			
	(9) 鉛筆			
	(10) スタンプ台 (11) 朱肉	●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		6　「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。 7　「ポストコンシューマー材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
	(12) 定規			
	(13) 消しゴム	〔調達基準は**巻紙（スリーブ）又はケース**に適用〕		

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	(14) ステープラー（ホッチキス）	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(15) リムーバー			
	(16) 連射式クリップ（本体） (17) 修正テープ	● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(18) 修正液	〔調達基準は**容器**に適用〕		
	(19) クラフトテープ	● テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	(20) 粘着テープ（布粘着）	● テープ基材（ラミネート層を除く。）については、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。		
	(21) 両面テープ	● テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	(22) 製本テープ	〔調達基準は**テープ基材**に適用〕		
	(23) はさみ			
	(24) マグネット（玉）			
	(25) マグネット（バー）			
	(26) テープカッター			
	(27) 紙めくりクリーム	〔調達基準は**容器**に適用〕		
	(28) ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	〔調達基準は**容器**に適用〕 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(29) ダストブロワー（ＯＡエアクリーナー）	● 次の要件を満たすこと。 ① オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ② ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと、ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。		8 ダストブロワー（ＯＡエアクリーナー）にかかる調達基準②の「地球温暖化係数が 140 未満の物質」は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロレフィン（HF01234e）等。

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	(30)カッターナイフ			9　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ（ライフサイクルアセスメント）専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
	(31)墨汁 (32)のり（液状） （補充用を含む。）	〔調達基準は容器に適用〕		
	(33)のり（固形） (34)のり（テープ）	〔調達基準は容器・ケースに適用〕		
	(35)綴込表紙 (36)ガバットファイル (37)レバーファイル (38)フラットファイル (39)チューブファイル (40)クリアブックファイル (41)レールクリアホルダー (42)クリアホルダー (43)用箋挟	●　金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　文具類共通の調達基準を満たすこと。 ②　クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(44)データバインダー	●　金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(45)つづりひも	●　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ③　上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	(46)事務用封筒（紙製）	● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	(47)窓付き封筒（紙製）	● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の調達基準を窓部分には適用しない。〕 ● 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(48)原稿用紙	● 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 塗工されているものについては、塗工量が両面で 30ｇ／㎡以下であり、塗工されていないものについては、白色度が 70%程度以下であること。		
	(49)パンチラベル			
	(50)タックラベル	● 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		１０　「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
	(51)インデックス			
	(52)付箋紙			
	(53)黒板拭き			
	(54)ホワイトボード用イレーザー			
	(55)額縁			
	(56)名札			
	(57)チョーク	● 再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。		

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
3　オフィス家具等	(1)いす (2)机 (3)棚 (4)収納用什器（棚以外） (5)ローパーティション (6)コートハンガー (7)傘立て (8)掲示板 (9)黒板 (10)ホワイトボード	○　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①　表 1 に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア　区分ごとの基準を上回らないこと。 イ　単一素材分解可能率が85%以上であること。 ウ　表 2 の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②　再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 ③　次の要件を満たすこと。 ア　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ　材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02 ㎎／㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。 ④　次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤　保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後５年以上とすること。	１００%	1　「エコマーク」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2　本方針の「ホワイトボード」は、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。 3　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。 4　調達基準①の「単一素材分解可能率」は、次式の算定方法による。 単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。 (1) 盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等） (2) 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等） (3) 日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ 5　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。 6　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ（ライフサイクルアセスメント）専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 7　放散速度が0.02 ㎎/㎡h以下と同等のものとは、次によるものとする。 (1) 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。 (2) 上記(1)以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した値が、次の数値以下であるもの。 平均値：0.5 ㎎/L　最大値：0.7 ㎎/L 8　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本方針「1　紙類」による。 9　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの算出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。 ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通事業者等と契約を締結している原木にかかる合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
4 OA機器	コピー機等	(1)コピー機 (2)複合機 (3)拡張性のあるデジタルコピー機	＜共通事項＞ ① 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ② 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア リユース（再使用）に配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）の使用が制限されたコピー機等であること。 ＜個別事項＞ ① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあっては、表3－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表3－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ② 複合機（インクジェット方式を除く） ア 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあっては、表4－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表4－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ インクジェット方式の複合機 ア インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表6－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ インクジェット方式の大判複合機にあっては、表6－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。	１００％	1 「エコマーク」商品、「国際エネルギースターロゴ」商品、及び「省エネ性マーク（緑色）」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2 リース・レンタル契約により新規導入する場合、及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 3 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユース（再使用）を行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。 (1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。 (2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を、新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。 4 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他の付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。 5 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406㎜以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。 6 リユース（再使用）に配慮したコピー機等は、使用済の製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に配給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、調達基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。 7 調達基準＜共通事項＞①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。 8 リユース（再使用）に配慮したコピー機等の調達基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表3－1、表3-2、表4-1、4-2、表5、表6-1、表6-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表8－1から表8-6の該当する要件を満たすことで、調達基準に適合したものとみなすこととする。 9 コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機については、平成26年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定）のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
	プリンタ等	(4)プリンタ (5)プリンタ／ファクシミリ兼用機	① プリンタまたはプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表 9−1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表 9−2 に示された区分ごとの基準。 イ カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表 10−1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表 10−2 に示された区分ごとの基準。 ウ インクジェット方式のプリンタにあっては、表11に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうち、インクジェット方式のものにあっては表 12−1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては表 12−2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。		１０ 「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。 １１ プリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機については、平成 26 年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（**平成 25 年 2 月 5 日**閣議決定）のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る判断基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。 １２ ファクシミリについては、平成 26 年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（**平成 25 年 2 月 5 日**閣議決定）のファクシミリに係る判断基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。
	(6)ファクシミリ		① モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表 14 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ② カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表 15 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ インクジェット方式のファクシミリにあっては、表 16 に示された基準を満たすこと。		
	(7)スキャナ		○ 表18に示された基準を満たすこと。		
	(8)磁気ディスク装置		○ エネルギー消費効率が、表 20 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。		１３ スキャナについては、平成 26 年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（**平成 25 年 2 月 5 日**閣議決定）のスキャナに係る判断基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。 １４ 次のいずれかに該当するものは、本方針の「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。 ⑴ 記憶容量が１ギガバイト以下のもの ⑵ ディスクの直径が40 ㎜以下のもの ⑶ 最大データ転送速度が１秒につき 270 ギガバイトを超えるもの
	(9)ディスプレイ		① 表21 及び表22 に示された基準を満たすこと。 ② 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 注） 調達基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。		１５ 本方針の「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが61 インチ以下のものとする。

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	(10)シュレッダー	○　待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表25に示された区分ごとの基準を満たすこと。		１６　次のいずれかに該当するものは、本方針の「シュレッダー」に含まれないものとする。 (1) 裁断モーターの出力が500 W以上のもの (2) 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの １７「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。 １８「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に、自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。 １９「オフモード」とは、一定時間が経過した後に、自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。
	(11)デジタル印刷機	①　エネルギー消費効率が表26に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 ②　使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。		２０　本方針の「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
	(12)記録用メディア	〔調達基準はケースに適用〕 ○　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 ②　厚さ5 mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④　紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		２１　本方針の「記録用メディア」は、直径12 cmのCD－R、CD－RW、DVD±R、DVD±RW、DVD－RAM、BD-R、BD-REとする。 ２２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。 ２３　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA（ライフサイクルアセスメント）専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 ２４　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木にかかる合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
	(13)一次電池又は小形充電式電池	○　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　一次電池にあっては、表27に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②　小形充電式電池（二次電池）であること。		２５　本方針の「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」、「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。 ２６　「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。
	(14)電子式卓上計算機	①　使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②　再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。		２７　本方針の「電子式卓上計算機」は、通常の事務の用に供するものとする。

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	(15)プロジェクタ	①　製品本体の重量が表28に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②　消費電力が表29に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③　待機時消費電力が0.5 W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④　光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア　水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ　使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤　保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 注 1）調達基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。 注 2）調達基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。 注 3）調達基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ　回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。 ウ　光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。 調達基準④イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成25年度までは経過措置とし、この期間は適用しないものとする。 注4）調達基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。		２８　本方針の「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写し方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ（1.2m×0.9m）以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。 ２９　「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。 ３０　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。 ア　調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。 イ　マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。 ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・排気時に当たって当該事項に配慮すること。 エ　使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
5 家電製品	電気冷蔵庫等	(1)電気冷蔵庫 (2)電気冷凍庫 (3)電気冷凍冷蔵庫	① エネルギー消費効率が、表 30 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に、100／165 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）の含有情報が、ウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 注 1）調達基準①については、次のとおりとする。 (1) 定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。 (2) 定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 26 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。 注 2）特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、調達基準④については、電気冷凍庫には適用しない。	１００％	1 「省エネ性マーク（緑色）」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2 次のいずれかに該当するものは、本方針の「電気冷蔵庫」、「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 (1) 熱電素子を使用するもの (2) 業務の用に供するために製造されたもの (3) 吸収式のもの
	(4)テレビジョン受信機		① ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表31に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ② 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表32に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/128を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 注）特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。		3 次のいずれかに該当するものは、本方針の「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。 (1) 産業用のもの (2) 水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの (3) ツーリスト向け仕様のもの (4) リアプロジェクション方式のもの (5) 受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの (6) ワイヤレス方式のもの (7) 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
	⑸電気便座	○　エネルギー消費効率が、表 33 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100／159 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 注 1）温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 26 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。 注 2）　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、調達基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表 33 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、**国の取扱いに準ずることとする。**		5　次のいずれかに該当するものは、本方針の「電気便座」に含まれないものとする。 ⑴　他の給湯設備から温水の供給を受けるもの ⑵　温水洗浄装置のみのもの ⑶　可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの ⑷　専ら鉄道車両において用いるためのもの

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
6　エアコンディショナー等	(1)エアコンディショナー	①　家庭用品品質表示法施行令別表第３号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち、室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち、冷房能力が4.0 kW以下のものについては、エネルギー消費効率が、表34に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②　上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表35に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③　業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表36に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤　特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）の含有情報が、ウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 注 1）調達基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。	１００％	1　「省エネ性マーク（緑色）」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2　次のいずれかに該当するものは、本方針の「エアコンディショナー」に含まれないものとする。 (1) 冷房能力が 28 kW（マルチタイプのものは50.4ｋW）を超えるもの (2) ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの (3) 水冷式のもの (4) 圧縮用電動機を有しない構造のもの (5) 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの (6) 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの (7) 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの (8) スポットエアコンディショナー (9) 車両その他の輸送機関用に設計されたもの (10) 高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム (11) 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの (12) 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの (13) 床暖房又は給湯の機能を有するもの (14) 熱回収式マルチエアコン 3　「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
	(2)ガスヒートポンプ式冷暖房機	①　成績係数が、表37に示された区分ごとの数値以上であること。 ②　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。		4　本方針の「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が 7.1 kW を超え 28 kW 未満のものとする。
	(3)ストーブ	①　ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が、表38に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②　石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が、表 39 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。		5　本方針の「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。 (1) 開放式のもの (2) ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの (3) 半密閉式ガスストーブ (4) 最大の燃料消費量が 4.0 L／h を超える構造の半密閉式石油ストーブ (5) 最大の燃料消費量が 2.75 L／h を超える構造の密閉式石油ストーブ

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
7 照明	照明器具	(1)蛍光灯照明器具	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、エネルギー消費効率が表 40 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 (2) 使用用途が家庭用にあっては、エネルギー消費効率が表 40 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 127/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 注) G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、調達基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。	１００％	1 「省エネ性マーク（緑色）」商品は、本方針に適合した環境物品とする。 2 次のいずれかに該当するものは、本方針の「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。 (1) 防爆型のもの (2) 耐熱型のもの (3) 防じん構造のもの (4) 耐食型のもの (5) 車両その他の輸送機関用に設計されたもの (6) 40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの (7) 鉱工業用機械用に設計されたもの (8) 家具用に設計されたもの (9) さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの (10) 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950：2008 に準ずるものとする。 5 「ＬＥＤ照明器具」とは、照明用白色ＬＥＤを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するＬＥＤランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てＬＥＤランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。
		(2)ＬＥＤ照明器具	① 固有エネルギー消費効率が、表 41 に示された基準を満たすこと。 ② 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ③ ＬＥＤモジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 注 1) 「固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。 注 2) 「平均演色評価数 Ra」は、JIS Z 8726 に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。 注 3) 「ＬＥＤモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法－第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。 注 4) ＬＥＤ照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011（照明器具－第５部：配光測定方法）に準ずるものとする。		
		(3)ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 注) 調達基準①の「定格寿命」とは、光源の初期の光速が 50%まで減衰するまでの時間とする。		6 本方針の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」は、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

分野	特定調達品目		調達基準	調達目標	備考
	ランプ	(4)蛍光ランプ （大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率は、ランプ効率で100 lm／W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は25.5（±1.2）mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5 mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 ② ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率は、ランプ効率で85 lm／W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5 mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。		
		(5)電球形状のランプ	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 電球形ＬＥＤランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率が、表42に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm／W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ 定格寿命は30,000時間以上であること。 ② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率が表43に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ 定格寿命は6,000時間以上であること。 ③ 上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 イ 定格寿命は6,000時間以上であること。 注 1）「平均演色評価数 Ra」のは、JIS Z 7801（一般照明用光源の測定方法）に規定する光源色及び演色性評価数測定に準ずるものとする。 注2）電球形ＬＥＤランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法－第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。 注3）電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ－第２部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。		8 本方針の「電球形ＬＥＤランプ」又「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。 9 「電球形ＬＥＤランプ」とは、一般照明として使用する白色ＬＥＤ使用の電球形状のランプとする。

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
8　自動車	自動車	○　新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①　電気自動車 ②　天然ガス自動車 ③　ハイブリッド自動車 ④　プラグインハイブリッド自動車 ⑤　燃料電池自動車 ⑥　水素自動車 ⑦　クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧　乗用車・小型バス ア　ガソリン自動車 乗用車にあっては、表 44 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 45 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5ｔ以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表 44 に示された区分の排出ガス基準に適合し、46 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル自動車 小型バスにあっては、表 46 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨　小型貨物車 ア　ガソリン自動車 車両総重量 3.5ｔ以下の貨物車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表 44 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 47 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル車 小型貨物車にあっては、表 48 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑩　重量車 ア　乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5ｔ超の乗用自動車にあっては、表 49 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　車両総重量 3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表 50 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ　車両総重量 3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表 51 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪　ＬＰガス車 ア　乗用車にあっては、表 44 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 52 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　小型貨物車（車両総重量 2.5ｔ以下のものに限る。）にあっては、表 44 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 53 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車	１００％	1. 次のいずれかに該当するものは、本方針の「自動車」に含まれないものとする。 ①大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ②二輪の車 ③公安委員会が指定した緊急自動車 2　「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第３号に規定する車両総重量をいう。

<table>
<tr><th>分　野</th><th>特　定　調　達　品　目</th><th>調　　達　　基　　準</th><th>調達目標</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>9　役務</td><td>印刷</td><td>＜共通事項＞
① **印刷・情報用紙に係る調達基準（紙類参照）を満たす用紙**又は**竹紙（竹パルプ100%）**が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
② 表 54 に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。
④ 印刷の各工程において、表 23-2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。
＜個別事項＞
① オフセット印刷
ア 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の用材のみを用いるインキが使用されていること。
イ インキの化学安全性が確認されていること。
② デジタル印刷
ア 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（**平成 26 年2月4日**閣議決定）のトナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準を満たすトナーが使用されていること。
イ 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</td><td>７５%</td><td>1　本方針の「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本方針の調達基準を満たすよう努めること。
2　「エコマーク」商品である用紙及びインキを使用した印刷は、本方針に適合した環境物品とする。
3　「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
4　「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
5　＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
6　「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。**ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物**及び**竹紙（竹パルプ 100%）が使用されている印刷物**については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
ア Aランクの材料のみ使用する場合は
「印刷用の紙にリサイクルできます」
イ AまたはBランクの材料のみ使用（アの場合を除く）する場合は
「板紙にリサイクルできます」
ウ CまたはDランクの材料を使用する場合は
「リサイクルに適さない資材を使用しています」
7　「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。
<table><tr><th>インキの種類</th><th>植物由来の油含有量比率</th></tr><tr><td>新聞オフ輪インキ</td><td>30%以上</td></tr><tr><td>ノンヒートオフ輪インキ</td><td>30%以上</td></tr><tr><td>枝葉インキ
（ただし、金、銀、パール、白インキ）</td><td>20%以上
（10%以上）</td></tr><tr><td>ビジネスフォームインキ</td><td>20%以上</td></tr><tr><td>ヒートセットオフ輪インキ</td><td>7%以上</td></tr><tr><td>各種UVインキ</td><td>7%以上</td></tr></table>
8　「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
9　調達基準＜共通事項＞④については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライ</td></tr>
</table>

分　野	特　定　調　達　品　目	調　　達　　基　　準	調達目標	備　　考
				ン」を参考とすること。 １０　調達基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。 　ア　印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年 9 月 1 日改訂）に適合していること。 　イ　特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。 　ウ　特定化学物質N環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。）。 １１　調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないように努めること。 １２　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの算出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。 　ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木にかかる合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。